

訪問介護サービス 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. サービス提供責任者 岡田 裕子 連絡先 電話 048-783-5682
FAX 048-783-5683

2. 当社の概要

名称・法人種別	医療法人 博 溟 会
代表者役職・氏名	理事長 湯 澤 俊
本社所在地・電話番号	さいたま市西区西遊馬1260-1 048-624-3974
定款の目的に定めた事業	1 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。 2 本社は、前項に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。 介護老人保健施設の経営 名称 ル・サンク湯澤 訪問看護ステーションの経営 名称 大宮西訪問看護ステーション くるみ 居宅介護支援事業、在宅介護支援センターの経営 名称 くるみ 訪問介護ステーションの経営 名称 くるみ
事業内容	介護老人保健施設サービス・短期入所療養介護(予防含む)・通所介護(総合事業含む)・通所リハビリ(予防含む)・居宅介護支援(予防含む)・訪問看護(予防含む)・訪問介護(総合事業含む)

3. くるみ の概要

(1) 訪問介護の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	くるみ
所在地	埼玉県さいたま市西区西遊馬367-5
介護保険指定番号	訪問介護(埼玉県1170300386号)
通常の事業の実施地域	さいたま市、上尾市、川越市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
(訪問介護員がお訪ねするための交通費の実費 200 円が必要となります。)

(2) 同事業者の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計	業 務 内 容
管 理 者	介護福祉士	1 名		1 名	事業の管理 (サービス提供責任者兼務)
サービス提供 責任者	介護福祉士	4 名	1 名	5 名	ヘルパーコーディネーター (訪問介護兼務)
従事者	介護福祉士	2 名	7 名	9 名	訪問介護
	介護職員実務者研修				
	介護職員初任者研修		13 名	13 名	
事 務 職 員		2 名	1 名	3 名	給付処理等の事務

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 午前 8 時 00 分～午後 6 時	夜 間 午後 6 時～午後 8 時
平 日	○	○
土曜・祭日	○	○

4. 事故発生時の対応について

当該事業所が利用者に対して行う訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、当該事業所が利用者に対して行った訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

6. 利用料金

別紙『訪問介護利用料のご案内』をご参照ください。
介護保険制度の改正等により変更になる場合がございます。
介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護保険負担割合証に記載の割合に応じた負担額となります。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。
さいたま市・上尾市・川越市以外の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費 200 円が必要となります。

7. キャンセル規定

☆ キャンセル窓口 ☆	
電話番号 048-783-5682	
〔 受付時間	月～金 9:00～17:30
	土 9:00～12:30

注) 利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

<u>前日の午後5時まで</u> にご連絡いただいた場合	無 料
<u>前日の午後5時以降</u> にご連絡いただいた場合	¥1,000

時間外キャンセル受付窓口

訪問介護サービスに関する、**受付時間外のキャンセル等のみ**、下記窓口までお申し出ください。

☆ 時間外キャンセル窓口 ☆			
電話番号 048-620-6522			
〔 受付時間	月～金曜日	8:00～9:00	17:30～19:00
	土曜日	8:00～9:00	12:30～19:00
	日曜日・祝祭日	8:00～19:00	

8. 相談、要望の窓口

訪問介護サービスに関する相談、要望はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口 ☆		
電話番号 048-783-5682		
〔 受付時間	月～金曜日 9:00～17:00	〕
	土曜日 9:00～12:30	

9. 苦情処理の体制について

提供した訪問介護サービス等に関する利用者等及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとします。

苦情解決責任者 管理者 岡田 裕子

苦情受付担当者 サービス提供責任者 柿沼 エミ	
電話番号 048-783-5682	
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00	
その他、当社以外に、市町村相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。	
さいたま市 各区役所 高齢介護課 介護保険係	
西区 電話 048-620-2668	北区 電話 048-669-6068
大宮区 電話 048-646-3068	見沼区 電話 048-681-6068
中央区 電話 048-840-6068	桜区 電話 048-856-6178
浦和区 電話 048-829-6153	南区 電話 048-844-7178
緑区 電話 048-712-1178	岩槻区 電話 048-790-0168
上尾市 高齢介護課	電話 048-775-5126
川越市 介護保険課	電話 049-224-8811
埼玉県国保連合会 介護保険課 苦情対応係	電話 048-824-2568

10. 虐待防止に関する責任者 岡田 裕子

ご利用者様へのお願い

ヘルパーには介護保険の制度上、できることとできないことがありますので、ご了承下さい。

- ① 身体介護サービスの中には、法律で禁じられているものがあります。
例えば、ご家族の方々が医師の指導を受けてできる医療行為でも、ヘルパーが行うことはできないものがあります。
- ② 生活援助サービスでは、援助内容がご利用者様以外に関わるものと判断される場合、お受けできないサービスがあります。
- ③ 預金通帳・現金・貴重品等の管理は、ご利用者様またはそのご家族にてお願いします。

生活援助サービスの範囲 ヘルパーができること&できないこと

	できること	できないこと
調理	一般的な家庭料理 調理後や食後の後片付け 食品の管理 管理栄養士の指導による調理	契約時間内で終わらないような時間のかかる調理
衣類の洗濯	日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理 簡単な衣類の補修	家庭用洗濯機で洗えない大きな物や、ドライクリーニングが必要な物の洗濯
買い物	生活必需品の買い物の代行	ご利用者様以外の方が使う物の購入
掃除	ご利用者様が日常的に使用している居室・台所・トイレ・浴室等の掃除 ごみ捨て 日常生活用品の整理・布団干し	ご利用者様以外の方が使う部屋の掃除 大掃除や大きな家具の移動 家の修理、大工仕事 草むしり、植木の手入れ、庭掃除
関係機関等との連絡	市役所等への連絡・代行	ヘルパーが自分の車を運転しての関係機関への送迎
その他	代読、代筆 薬の受け取り	ペットの世話 ご利用者様が留守の状態でのサービス 預貯金の引き下ろしの代行

身体介護サービスの範囲
ヘルパーができること&できないこと

	できること	できないこと
食事の介護	食べさせること つかえたり、こぼしたりした時の為 の見守りや後始末	チューブやカテーテルの挿入 経管栄養の注入
排泄介護	トイレへの誘導や介助 ポータブルトイレ・差込便器・尿器に よる介助及び器具の洗浄 オムツ交換と使用後のオムツの処 理	摘便や浣腸 膀胱洗浄 人工肛門や排尿カテーテルの交換 排尿カテーテルの洗浄や消毒
着衣交換 着脱介助	着替え 寝具やシーツの交換	
清潔の為の 介護	陰・臀部洗浄(オムツ交換時) 清拭(部分・全身) 足浴、手浴、シャワー浴 洗髪、歯磨き、爪切り、髭剃り、整 容 入浴の介助や見守り	巻き爪など変形した爪の爪切り 褥瘡(床ずれ)の処置や軟膏塗布、 消毒
移動の介護	体位変換 身体を起こし車椅子への移動 室内での移動、歩行介助 タクシー・バス・電車・車椅子・徒歩 での通院介助 車椅子または徒歩での散歩の付き 添い、歩行介助 買い物の付き添い 銀行・郵便局等への付き添い	ヘルパーが自分の車を運転しての 送迎
その他	褥瘡(床ずれ)予防の為の体位変 換 機能維持や拘縮予防の為の援助	入院中の付き添い 入院や手術の同意 点滴の針を抜く等の医療行為 器具を使用しての状態観察

※ 上記内容をご理解いただき、当事業所の介護サービスをご利用いただきま
すようお願い申し上げます。

訪問介護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 医療法人 博 溟 会

<事業所名> くるみ

管理者 岡田 裕子

印

<住 所> さいたま市西区西遊馬 3 6 7 - 5

説明者 氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 <住 所>

<氏 名>

印

(代理人) <住 所>

<氏 名>

印

年 月 日